

議案第50号

歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定

上記の議案を提出する。

令和5年5月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、本案を提出する。

## 歩行者の転倒事故に係る損害賠償額の決定

令和4年3月1日東京都世田谷区松原二丁目22番18号先区管理道路に隣接する道路代替地において発生した歩行者の転倒事故について、下記のとおり損害賠償額を決定する。

### 記

1 金額 金3,683,155円

2 相手方

